

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付の支給に関する処分及び同月〇日付けでした葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）B営業所に採用され、同年〇月〇日からは、C所在の会社D出張所において、主として工事の施工管理業務等に従事していたが、平成〇年〇月〇日、自殺した。

請求人は、被災者が長時間労働に従事したことや上司からひどいいじめを受けたことにより精神障害を発病し、その結果自殺したものであるから、その死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

また、労災保険法第8条では、平均賃金を算定すべき事由の発生した日については、診断によって疾病の発生が確定した日とする旨定められている。

(2) 給付基礎日額を算定すべき日について、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、被災者の精神障害の発病は自殺直前の平成〇年〇月中旬であると考えられるから、給付基礎日額の算定に当たっては、発病直前の賃金締切日である同年〇月〇日を起算日とすべきである旨主張している。

この点、被災者の精神障害の発病時期については、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）が平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月下旬頃が妥当と判断される。」旨の意見を述べており、当審査会としても、被災者の症状の経過等からみて、専門部会の意見は妥当であると判断される所、請求代理人が主張する発病時期は医学的根拠に基づくと認められないものであり、これを採用することはできない。

以上からすると、当審査会としても、平成〇年〇月下旬頃を算定すべき事由が発生した日と判断した上で、その直前の賃金締切日である同年平成〇年〇月以前3か月間を給付基礎日額の算定期間とした監督署長の判断は妥当であると判断する。

(3) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 被災者の雇入通知書によると、始業時刻は午前〇時、終業時刻は午後〇時とされているところ、監督署長は、出勤表に記載された始業時刻及び終業時刻に基づき、労働時間数を算出し、時間外労働手当や休日手当を計算の上、賃金総額を算出して、給付基礎日額を算定したものと史料される。

イ 請求代理人は、①出勤表に記載された労働時間が実際の労働時間を反映したのではなく、②労働時間を午前〇時〇分から午後〇時までとした上で、パソコンログから始業時刻及び終業時刻が判明する場合には、当該時刻を始業時刻ないし終業時刻とすべきであるなど、被災者の労働実態を踏まえた上で、賃金額を計算し、給付基礎日額を算定すべきである旨主張している。

ウ そこで、被災者が勤務していた現場の労働時間について、以下検討する。

(ア) 監督署長は、出勤表に記載された午前〇時を始業時刻とし、請求代理人が主張する時刻は、これを根拠づける客観的資料が確認できないとして、午前〇時より前の就労は認められないとしている。

(イ) E出張所長は、「通常現場では朝〇時から朝礼を行い、実際に作業が始まるのは〇時〇分くらいからだったと思う。被災者はいつも現場事務所に午前〇時から〇時〇分頃には来ていたと聞いている。」旨述べ、F現場代理人は、「毎日午前〇時から朝礼が始まるので、始業時間は〇時と勤務表に各自記入している。」旨述べているところ、G営業所長は、「現場では朝〇時〇分くらいから朝礼を行い、実際に作業が始まるのが〇時くらいからだと把握している。」旨述べ、H課長は、「私は午前〇時頃に事務所に出勤していたが、被災者は午前〇時〇分には出勤していた。」旨述べている。

一方、請求人が会社を相手に提起した損害賠償請求訴訟において、会社側は、「現場事務所では始業時刻に先立ち、工事業者との工事内容及び安全事項等の確認のため、午前〇時〇分頃から朝礼を行うことが多かった。被災者もこれに立ち会っていたから、同人の業務開始時刻は早くても午前

〇時〇分である。」、「始業時刻前の業務として会社が被災者に対し事実上命じていたのは、午前〇時〇分頃から開始される朝礼への参加のみであったから、被災者の業務開始時刻は早くても午前〇時〇分とされるべきである。」、「平日及び土曜日の被災者の業務開始時刻はいずれも午前〇時〇分とすべきである。」などと記載された準備書面を裁判所に提出している。また、会社の下請業者である I 会社の現場責任者 J は、「朝礼、体操、ミーティングは工事現場のところで、すべての業者が集まって行われていた。朝礼を一番最初に行い、午前〇時〇分くらいからだったと思う。その後、体操、ミーティングを経て現場作業が始まるのが午前〇時くらいからだったと思う。私は現場には朝〇時〇分くらいには行っていた。被災者はすでに来ていることが多かった。」旨述べている。

(ウ) 上記の各申述から、被災者は午前〇時〇分頃には出勤していたことが認められ、被災者が就労していた現場においては、作業開始前に朝礼が行われ、被災者もこれに立ち会っていたことが認められる。当該朝礼の開始時刻は必ずしも一致していないものの、実際に朝礼に参加していた下請業者の J が午前〇時〇分から朝礼が行われていた旨述べていることに加え、上記の各準備書面から会社自らが同時刻から朝礼が行われ、被災者に対して当該朝礼への参加を命じていたことを認めていることからすれば、午前〇時〇分頃には出勤していた被災者は、遅くとも午前〇時〇分からは業務に就いていたものと判断するのが相当である。

(4) 以上のとおり、被災者は雇入通知書に記載された始業時刻よりも少なくとも〇分早く業務に就いていたものと認められるが、一件記録を精査するも、当該時間外労働に対する時間外労働手当が支払われていた事実は確認できず、また、監督署長も、被災者に係る給付基礎日額の算定に当たって、当該未払の時間外労働手当を賃金総額に算入しているとは認められない。

(5) 以上からすると、被災者には、始業時刻前の就労に対する未払の時間外労働手当が存在し、その額も確定しているものと判断されるところ、監督署長は、給付基礎日額の算定期間に当たる平成〇年〇月分から同年〇月分までとして支払われるべき未払の時間外労働手当を給付基礎日額の算定基礎に算入しておらず、これを加算すると、請求代理人のその他の主張を検討するまでもなく、給付基礎日額は監督署長において算定した〇円を超えることは明らかである。

なお、当審査会としては、給付基礎日額の算定に当たって用いるべき労働時間については、原則、単に出勤簿やタイムカード等の記載だけでなく、労働者の就労実態を踏まえた上で、その時間数を算定すべきものと考えるところであるから、その算定の結果得られた時間外労働時間数や休日労働日数に応じて時間外労働手当や休日手当が正確に計算されているか否かを精査し、改めて給付基礎日額を算定すべきであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。